

5番 児玉 美環子 議員

1 市民生活の環境改善について

- (1) 2023年4月1日施行の改正民法（所有者不明土地等関係）により、隣地の空き地・空き家等から竹木の枝が境界を越えて繁茂した場合、越境された土地の所有者は、木の所有者に枝を伐採させる必要があるという原則を維持しつつ、竹木の所有者が切除しない等の場合には、自ら枝を切り取ることを認める規定が導入されたが、本市の現状と取組はどうか。
なお、公道にはみ出した樹木や草に関しても同様に適用されるか、本市の見解を示されたい。
- (2) 本市は昨年7月より、どうぶつ基金を活用して飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う「さくらねこ無料不妊手術事業」を推進している。本市が窓口となり、どうぶつ基金に申請しているチケットの利用状況と課題について示されたい。
- (3) 猫の不妊・去勢手術を含む地域猫活動を更に推進する考えはないか。

2 保健福祉行政について

- (1) 認知症の方々が安心して暮らせる地域づくりのための具体策と認知症に対する正しい理解を深めるための広報活動について示されたい。
- (2) 教育現場において、認知症の人への理解を深めるためにどのような取組が考えられているか。
- (3) 加齢による難聴が認知症の危険因子の一つであることは周知の事実であり、ヒ어링フレイルと言われる高齢者の虚弱を招くリスクがある。このようなことから、補聴器の活用が有効と思われるが、医師や専門家の助言を前提とした補聴器購入費用の一部助成は考えられないか。
- (4) 本市窓口において難聴者への配慮はなされているか。